

変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の感染ルート
の調査結果を踏まえた献血に係る対応について（案）

1 クロイツフェルト・ヤコブ病等委員会の調査結果を受けた献血時の対応

- (1) v C J D 患者の欧州滞在歴が 1990 年に英国 24 日、フランス 3 日という調査結果に基づき、2 月 4 日の暫定的な措置を次のように変更する案とし、安全技術調査会において専門家による検討を行う。

※ 1980 年以降 1 ヶ月以上の英国滞在歴がある者の献血を制限した暫定措置

- ① 1996 年までに英仏に 1 日以上滞在歴がある者の献血を制限する。(1997 年以降はこれまでの 6 ヶ月以上の滞在歴の制限を継続)
- ② EU 諸国（注）において、2005 年 1 月以降の滞在者については献血における滞在歴の制限は行わないこととする。

注： 2004 年 5 月の拡大前の 15 カ国

- (2) 本措置は安全技術調査会での検討後施行とするが、それまでの間、速やかに措置を実施できる体制を整備するよう、日本赤十字社に対して運営委員会の結果を速やかに伝達し、指導することとする。
- (3) 献血後に新措置に不適合な献血者が判明した場合の回収等の対応についても安全技術調査会において検討する。

2 今後の v C J D 対策の強化について

血液製剤による v C J D の感染を防止するための対策として、次の対策を推進することとする（安全技術調査会において検討）。

- (1) 輸血用血液製剤（赤血球、新鮮凍結血漿）の保存前白血球除去の早期導入

- ① 平成 16 年 10 月以降、成分採血由来の血小板についてはすべて白血球除去製剤への切り替えを図った。その他の成分採血製剤の実施を平成 17 年度中に完了させるよう指導する。
- ② 全血採血製剤（全血、血漿）の白血球除去フィルターを組み込んだ全血採血バッグの仕様変更を当初予定の平成 18 年度よりも前倒しするよう指導。

- (2) 血漿分画製剤の製造工程の異常プリオン除去効果の検証の推進

平成 15 年度から製剤メーカーに指導してきた異常プリオン除去効果の検証を推進し、異常プリオンに対応した製造工程の改善を指導していく。